



令和5年4月21日
福岡市こども未来局

市政記者各位

令和5年度 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、特別給付金を次のとおり支給しますので、お知らせいたします。

1 対象者

ひとり親世帯

- ・令和5年3月分の児童扶養手当が福岡市から支給されている方（申請不要）

ひとり親世帯以外

- ・令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を福岡市から支給された方（申請不要）

*上記以外でも、物価高騰等の影響を受けて家計が急変した方は、申請により受け取ることができる場合があります。（申請必要）

2 支給額 児童一人当たり 5万円

3 支給予定（申請不要な方）5月11日（木）支給開始。
対象の方には 4月28日（金）以降、事前通知を郵送。

4 申請について（申請が必要な方のみ）

申請受付 6月1日（木）開始予定（詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。）

※ 給付金の対象になるか確認したい方や申請が必要になるのか分からない方などは、5月1日（月）以降に開設予定のコールセンターや、市ホームページでご確認ください。

【お問い合わせ】 福岡市こども未来局こども家庭課（特別給付金担当）
TEL 092-711-4238 担当：桑野